

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 27日

福島県知事 殿



提出者

住所 福島県耶麻郡磐梯町大字大谷
字日知坂6594

氏名 株式会社シグマ 会津工場

工場長 松本伝寿

電話番号 0242-73-2771

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社シグマ 会津工場
事業場の所在地	〒969-3395 福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字日知坂6594
計画期間	令和7年4月1日より令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	中分類27 業務用機械器具製造業 257 光学機械器具・レンズ製造業 2753 光学器械用レンズ・プリズム製造業
② 事業の規模	52,274,798,000-
③ 従業員数	1,664人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付書類 シグマ産業廃棄物発生フローシフト図 参照の事

工程名	主な産業廃棄物 ※表記の無い産業廃棄物は工 程全体より発生	産業廃棄物処理 (委託)
レンズ製造	レンズ研磨汚泥 ガラス屑 廃アルカリ(洗剤水)	焼却後、最終処分埋め立て 最終処分埋め立て 中和
金型・治具製作	廃油	焼却
金属部品製造	廃油 廃酸・廃アルカリ 廃プラスチック 金属くず(マグネシウム)	焼却 焼却 焼却(再生利用) 焼却後、最終処分埋め立て
プラスチック部品製造	廃油 廃プラスチック	焼却 焼却(再生利用) または最終処分埋め立て

別紙添付書類

株式会社シグマ 管理体制図

<p>(1) 組織図</p> <p style="text-align: center;"><u>産業廃棄物適正管理 組織図</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 産業廃棄物適正管理総括者 同 代理者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 産業廃棄物管理主任者 同 代理者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事務局 総務部 総務課 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 産業廃棄物適正管理委員会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 発生該当部門 産業廃棄物管理担当者 同 代理者 </div> </div>		
<p>(2) 職務分担</p>		
役 割	氏 名	職 務 内 容
産業廃棄物管理 総括者	工場長	総括者は産業廃棄物適正管理に関する業務を総括管理する。 規定に基づく必要な処置を産業廃棄物管理主任者に指示命令を与える。
産業廃棄物管理 総括 代理者	総務部長	同上。 代理者は管理者の職務を補佐するとともに、管理者不在の場合 その任務を代行する。
産業廃棄物管理主 任者 (公害防止管理者) 同 代理者 (公害防止管理者)	総務部施設課 係員 総務部施設課 係員	管理主任者は当工場における廃棄物適正管理に関する事項を管理し、次の事項を行う。 ①廃棄物公害の調査及び公害防止対策の企画に関する事項。②廃棄物管理施設、または産廃物取り扱い方法に不備があり公害を発生させる恐れがある場合における応急処置、または適切な防止の処置に関する事項。③廃棄物公害を防止するための教育、訓練、施設点検及び整備に関する事項。④廃棄物に関する重要事項の記録及びその保存ならびに監督行政に対する報告及び届出書の作成。⑤法令及び条例で定める産業廃棄物管理主任者の業務に関する事項。
産業廃棄物適正管 理委員会	各、選任者	総括者、同代理者、管理主任者（公害防止管理者）同代理者（公害防止管理者）関係部門産業廃棄物適正管理担当者、事務局をもって構成する。
事務局	総務課長	委員会の事務局を総務部総務課におくものとする。
産業廃棄物管理担 当者 同 代理者	発生該当部門 部長 発生該当部門 課長	各担当者は総括管理者の許可を得た廃棄物管理主任者の、その必要な職務の遂行指示に従い適正管理を推進する。 グリーン調達推進し、環境に配慮した生産プロセスを実施する。 同 代理者 同上

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現況	特管 廃強酸	特管 強アルカリ	特管 強アルカリ(鉛含有)	特管 引火性廃油
【前年度(令和6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 排出量	98.775t	75.101t	48.029t	0.333t
(これまでに実施した取組)	廃液のPHを随時測定し、一般廃液と特管廃強酸液との分別回収	現状の処理量を把握し、検査回数を増やし液管理を整える	現状の処理量を把握し、検査回数を増やし液管理を整える	廃棄物の存在を把握し、速やかに廃棄処分する
② 計画	特管 廃強酸	特管 強アルカリ	特管 強アルカリ(鉛含有)	特管 引火性廃油
(今後実施する予定の取組)	95.t	115.t	0.t	0.3t
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	製造ラインの稼働時間により特管強酸の排出量が左右されるが多く発生するので目標を現状ママの値とした	昨年鉛含有物の分別により処理量が減少したが、今年は鉛含有がないと考えられることから目標を115tとした。	スポット的な製造ラインの洗浄により昨年は処理量が増したが、今年はライン洗浄が予定されていないことから目標を現状より低めの105tとした。	スポット的に出てくる廃棄物のため、目標をキリよく0.3tとした。
① 現況	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 【目標】								
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量 排出量								
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への処理委 託量 認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量 (これまでに実施した取組)	特管 廃強酸	特管 強アルカリ	特管 強アルカリ(鉛含有)	特管 引火性廃油	98.775t	75.101t	48.025t	0.333t
		98.775t	75.101t	48.025t	0.333t				
		0.t	0.t	0.t	0.t				
		0.t	0.t	0.t	0.t				
		0.t	0.t	0.t	0.t				
	廃酸液の濃縮化 一般廃酸廃液の廃水処理シ ステムの構築		廃アルカリ液の濃縮化 一般アルカリ廃液の廃水処 理システムの構築		スポット的になる廃棄物のた め特になし				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】		特管 廃硫酸	特管 強アルカリ	特管 強アルカリ(鉛含有)	特管 引火性廃油
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	95.t	115.t	0.t	0.3t
	全処理委託量	95.t	115.t	0.t	0.3t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.t	0.t	0.t	0.t
	再生利用業者への処理委託量	0.t	0.t	0.t	0.t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.t	0.t	0.t	0.t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.t	0.t	0.t	0.t
(今後実施する予定の取組)	廃酸液の濃縮化 一般廃酸廃液の廃水処理システム構築		廃アルカリ液の濃縮化 一般アルカリ廃液の廃水処理システムの構築	一次的に発生した廃棄物のため、特に予定なし	特になし
【前年度(令和6年度)実績】					
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	222.234t			
	(今後実施する予定の取組)	令和2年度より、特別管理産業廃棄物は全量、それ以外の産業廃棄物の処理に関しても出来る限り電子マネージメントを使用中			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。